湯けむりぐんま温泉文化振興条例（仮称）案

※法規審査中であるため、条文などの修正がある可能性があります

前文

私たちは、古くから、四季の移ろいの中で自然と交わり、その恵みである温泉に浸かることで、心と体を癒やしてきた。その営みは、人々の暮らしに深く根付き、時代が変遷しても、日本人としてのアイデンティティを再認識させる、日本固有の社会的慣習として今日まで大切に受け継がれている。

温泉は信仰の対象としてまつられ、その恵みに感謝する祭や神事は今も県内各地で続いている。自然を活かした伝統的な入浴方法が編み出され、湯治慣習を含め、人々は温泉の効能を享受してきた。

また、湯船の中では誰もが等しく隔てなく癒やしを分かち合い、自然との共生や互いを尊重するという我が国に根付く精神は、今日の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）にもつながるものである。

世界有数の火山国である我が国において、豊かな水資源にも恵まれた群馬県は、約 460 本もの源泉を誇る我が国を代表する温泉大国である。その歴史は古く、日本最古の和歌集「万葉集」に伊香保温泉の記述が残っている。

県内には、草津温泉、伊香保温泉、みなかみ１８湯、四万温泉、磯部温泉、老神温泉、万座温泉をはじめ、多種多様な温泉地が存在する。

温泉に入浴できる旅館、ホテル、公衆浴場等は県内各地に点在し、源泉を中心に形成された温泉街は、地域コミュニティとともに温泉文化を大切に紡ぎ出してきた。

しかしながら、近年、人口減少や高齢化、後継者不足など社会経済情勢の変化に伴い、温泉地を取り巻く環境は厳しさを増しており、地域において温泉文化を守り、受け継いでいくことが困難になりつつある。

こうした中にあって、県民は温泉文化の担い手であり、実践者として、日々の暮らしの中で身近な温泉に親しむとともに、先人から受け継いだ温泉文化の価値を深く見つめ直し、次代へと引き継いでいくことが求められている。

ここに、群馬県発の取組としてユネスコ無形文化遺産登録の実現を目指し、県内各地に立ち上る豊かな湯けむりとともに育まれてきた温泉文化を、県民共有の貴重な財産として未来へと守り継ぐとともに、世界に誇る文化として更なる振興を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、本県の温泉文化の振興等に関する施策についての基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めることにより、

温泉文化の価値の再認識及び温泉に携わる者の誇りの醸成を図り、もって温泉文化の次代への確実な継承並びに温泉を核とした地域社会及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　温泉　温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第２条第１項に規定する温泉をいう。

二　温泉文化　「自然の恵みである温泉に浸かり、心と体を癒やす」という日本人に根付いている社会的慣習（無形文化遺産の保護に関する条約第２条第２項の社会的慣習をいう。）をいう。

三　温泉文化振興施策　温泉文化の保護、継承及び振興に関する施策をいう。

四　温泉関係事業者　温泉に関係する旅行業者、宿泊業者、公衆浴場業者、飲食業者、交通事業者、物販業者その他の事業を営む者をいう。

五　温泉関係団体　温泉関係事業者、行政機関等で構成する団体その他の温泉に関係する活動を行う団体をいう。

六　湯守　源泉、配湯設備及び浴場の適正な管理を担う者並びに伝統的な入浴方法による温泉の提供又は管理に従事する者をいう。

（基本理念）

第３条　温泉文化の保護、継承及び振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　温泉文化は県民共有の財産であること。

二　温泉文化の価値について広く県民の理解の促進が図られるとともに、国内外に向けてその魅力が発信されること。

三　温泉文化の保護、継承及び振興に係る地域の取組が尊重されること。

四　県、市町村、温泉関係事業者、温泉関係団体及び県民の相互の連携を確保すること。

五　全国の温泉地との連携に配慮すること。

（県の責務）

第４条　県は、前条の基本理念にのっとり、温泉文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、必要な体制を整備するものとする。

（市町村に対する支援等）

第５条　県は、市町村が自主的に、かつ、相互に連携して、温泉文化振興施策を行うこ

とができるよう、必要な調整及び支援を行うものとする。

（温泉関係事業者の役割）

第６条　温泉関係事業者は、自ら温泉文化への理解を深めるとともに、その事業の利用者の温泉文化に対する理解の増進を図り、温泉文化の保護、継承及び振興に努めるものとする。

（温泉関係団体の役割）

第７条　温泉関係団体は、温泉文化への理解を深めるための活動を行うとともに、その保護、継承及び振興に努めるものとする。

（県民の役割）

第８条　県民は、温泉文化に関する理解を深めるとともに、温泉文化振興施策に協力するよう努めるものとする。

（国等との連携）

第９条　県は、温泉文化振興施策を推進するため、国、他の地方公共団体、その他関係機関との連携を図るものとする。

（国内外への情報発信）

第１０条　県は、国、市町村、温泉関係事業者及び温泉関係団体と連携し、温泉（ＯＮＳＥＮ）が国際的な共通語として定着するための取組等を通じて、温泉文化の価値及び魅力を国内外に発信するよう努めるものとする。

（担い手の育成等）

第１１条　県は、湯守その他の温泉文化の継承の担い手となる人材の育成及び確保に必要な施策の推進に努めるものとする。

（調査研究等）

第１２条　県は、温泉文化の歴史、民俗、習俗その他の温泉文化に関する事項について、情報の収集、保存及び活用に努めるとともに、調査及び研究を行うものとする。

２　県は、温泉の効能の解明等に資するため、温泉の医療的効果に関する研究及び温泉の成分の分析を推進するよう努めるものとする。

（普及啓発）

第１３条　県は、学校教育及び社会教育における学習の機会その他の機会を通じて、温

泉文化に関する県民の理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第１４条　県は、温泉文化振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。